

## ●香川県監査委員公表第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、令和元年度を対象に次の団体に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

第1 監査対象法人 公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団

- 1 県の出資金の額 780,000,000円
- 2 監査年月日 令和2年10月16日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第2 監査対象法人 穴吹エンタープライズ株式会社

- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 234,259,259円
- 2 監査年月日 令和2年10月28日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、香川県県民ホールの管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第3 監査対象法人 西日本ビル管理株式会社

- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 60,033,800円
- 2 監査年月日 令和2年11月25日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

指導注意事項

ア 浄化槽保守点検業務の委託料について、消費税率引上げ分を支払っていないかった。

イ 前回の監査で指導していたにもかかわらず、指定管理の委託料で取得した備品について、  
県との協定に基づく台帳を作成していなかった。

第4 監査対象法人 公益財団法人香川県環境保全公社

- 1 県の出資金の額 129,050,000円
- 2 監査年月日 令和2年10月27日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第5 監査対象法人 公益財団法人かがわ産業支援財団

- 1 県の出資金等の額
 

出資金	2,492,101,079円
補助金	239,323,303円
貸付金	
前年度末貸付残高	11,493,300,000円
当年度貸付額	0円
当年度償還額	2,025,000,000円
当年度末貸付残高	9,468,300,000円
公の施設の管理業務に係る委託金	83,518,518円
- 2 監査年月日 令和2年10月28日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金、補助金、貸付金並びに香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センターの管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第6 監査対象法人 香川県信用保証協会

- 1 県の出資金等の額
 

出資金	3,763,917,000円
補助金	31,629,251円
貸付金	
前年度末貸付残高	0円
当年度貸付額	38,220,000,000円
当年度償還額	38,220,000,000円
当年度末貸付残高	0円
損失補償	1,294,600円
- 2 監査年月日 令和2年11月25日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金、補助金、貸付金及び損失補償に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているこ

とが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第7 監査対象法人 公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会
- 1 県の出資金等の額 出資金 263,000,000円  
公の施設の管理業務に係る委託金 144,161,545円
- 2 監査年月日 令和2年11月25日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び瀬戸大橋記念公園の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第8 監査対象法人 瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社
- 1 県の出資金等の額 出資金 32,000,000円  
貸付金  
前年度末貸付残高 109,679,500円  
当年度貸付額 0円  
当年度償還額 0円  
当年度末貸付残高 109,679,500円
- 2 監査年月日 令和2年11月25日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び貸付金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第9 監査対象法人 ことでんバス株式会社
- 1 県の補助金の額 57,764,000円
- 2 監査年月日 令和2年11月25日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第10 監査対象法人 一般財団法人かがわ県産品振興機構
- 1 県の出資金等の額 出資金 83,312,508円  
補助金 99,012,104円
- 2 監査年月日 令和2年11月25日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及

び補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第11 監査対象法人 公益財団法人香川県農地機構

1 県の出資金等の額 出資金 1,266,000,000円

補助金 111,460,000円

2 監査年月日 令和2年11月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第12 監査対象法人 公益社団法人香川県青果物協会

1 県の出資金等の額 出資金 185,989,000円

補助金 122,918,300円

2 監査年月日 令和2年10月16日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第13 監査対象法人 公益社団法人香川県畜産協会

1 県の出資金等の額 出資金 103,760,000円

補助金 5,196,320円

2 監査年月日 令和2年10月20日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第14 監査対象法人 公益財団法人香川県水産振興基金

1 県の出資金の額 1,204,000,000円

2 監査年月日 令和2年10月20日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第15 監査対象法人 公益財団法人香川県建設技術センター

1 県の出資金の額 20,500,000円

2 監査年月日 令和2年11月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第16 監査対象法人 香川県建築設計協同組合

1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 499,400,000円

2 監査年月日 令和2年11月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、香川県営住宅の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。